

清仁会院内感染管理指針

感染対策委員会

第1条 清仁会における院内感染管理のための、基準について定める。

第2条 基本方針

医療機関に求められる院内感染管理の目的は、患者本人や家族、職員、病院・施設に出入りする人たちが感染に罹ったり病原体を運んだりする危険性を低減し、防止することにある。また、迅速に感染の発生を察知し対応することも求められている。院内感染管理を行うには、医師や看護師の個人の努力によるのではなく組織としてこれに対応することが必要となる。そこで、清仁会として単に患者に対する臨床行為に限らず、広い意味での院内環境整備も含めて院内感染管理についてすべての職員が取り組みを行うこととする。

第3条 院内感染管理のための委員会の設置(委員会運営規定)

- (1) 院内感染管理を総合的に企画・実施するために、医療安全管理室内に院内感染対策委員会を設置する。
- (2) 委員はICN感染管理認定看護師と、病院長(施設長)から任命を受けた、各部門の代表者とする。
- (3) 院内感染対策委員会の構成メンバーは次の者とする。
 - 1 院長(施設長)・・・委員会の長を務める。
 - 2 ICN:感染管理認定看護師
 - 3 診療部代表(1名/委員長が兼務)
 - 4 診療技術部代表(3名/薬剤師・臨床検査技師・栄養士)
 - 5 看護部代表(3名/ICN含む)
 - 6 事務部代表(1名)
 - 7 地域支援部代表(1名)
 - 8 老人保健施設サントピアみのかも代表(1名)
- (4) 院内感染対策委員会の役割
 - 1 感染管理の方針の策定と最終決定期間として機能する。
 - ・院内感染予防対策に関するマニュアルの作成・職員への周知・実施・評価・修正。
 - ・感染症発生時対策に関するマニュアルの作成・職員への周知・実施・評価・修正。
 - 2 感染制御チームを下部組織として位置づけ、その活動を支援する。
 - ・院内感染に関して得られた情報(知識・技術・材料など)の伝達および職員への周知。
 - ・感染症発生時の届出による院内状況の把握と現場への情報提供。
 - ・法人内の院内感染対策の啓発活動
 - ・そのた具体的活動内容は、別紙「感染制御チーム活動マニュアル」による。
- (5) 院内感染対策委員会の開催
 - 1 委員会は原則として、月1回、定例会を開催する。
 - 2 院内感染が疑われるような感染症の発生が考えられる場合などは委員長が臨時に召集する。
- (6) 院内感染対策委員会の記録
 - 1 委員長は委員会を開催したときは、速やかに検討の概要を作成し、総務課に保管する。
 - 2 保管の期間は原則無期限とする。
- (7) 委員会は、感染症発生時に感染症発生時報告表の提出を求める。提出先は、検査室とする。
- (8) 委員会は、感染者の経過および実施した感染対策の結果の報告を感染症発生時対応表にて提出を求める。提出先は検査室とする。
- (9) 委員会は、感染時発生時報告表と感染時発生時対応表は対象者個人にまとめ、総務課で保管する。
- (10) 委員会は、各部署を巡視し、院内感染対策上問題となる行為、環境を監視し、院内感染対策

検討委員巡回監視報告書を作成する。

(11) 委員会は、毎月その月に検査依頼された感染症に関する検査結果の報告を受ける。

第4条 院内感染対策の具体的方法

- (1) 職員は常に院内感染対策ガイドラインにそって、業務を実施する。
- (2) 感染症発生時報告書の提出を受けて、院内感染の危険性を速やかに察知し、関係部署に情報を提供し、注意をうながす。
- (3) また、他者への感染防止策の実施が必要な感染症の発生時には、マニュアルに添って感染症対策を行うように指導する。
- (4) 感染症の拡大が予測される状況が発生した場合は、委員長の指示により対策チームの編成を行い、以下のことを実施することにより、現場の拡大防止対策に努める。
- (5) 対策チームの編成と具体的活動
 - 1 委員長の指示により、委員長・ICN・看護部長・現場責任者(部署長等)・相談員によりチームを編成する。
 - 2 チームは感染拡大の把握をし、行われている対策の評価をし、拡大防止対策の具体的方法の現場への指示・指導を行う。また、指示・指導された対策が確実に実施されているかを評価する。
 - 3 感染拡大の状況は、所定の用紙により状況の提供を求め、対策の評価に用いる。また、毎日の状況は11時を目標として整理し、委員長へ報告する。報告はICNまたは看護部長が行う。両名が不在の場合は、看護長に代行を依頼する。
 - 4 チームは感染拡大の状況の評価し、感染症法に規定されている疾患については、所轄の保健所への届出を行う。これ以外の院内感染のアウトブレイクを察知した場合などは、所轄の保健所への相談とこれによる、支援・助言を求めるかどうか協議し、必要と判断した場合は、保健所へ連絡する。連絡は相談員が行う。

第5条 院内感染対策のための研修

- (1) 全職員を対象に最低年2回は研修を行う。
- (2) 院内感染対策に多く関係する部署を中心に、知識・技術の伝達等を行う。
- (3) 施設外での該当する研修の紹介をし、研修の機会の保証をする。

第6条 その他

- (1) 患者等への指針の閲覧
本指針について患者、家族などから閲覧の求めがあった場合には、これに応ずる。
なお、本指針の照会には委員長が対応する。
また、本指針の基本方針および委員会活動の概要については、随時病院ホームページに掲載する。
- (2) 本指針の見直し
院内感染対策委員会で毎年1回以上、本指針の見直しを議事として取り上げ検討する。

(施行日)

- 第7条 本対策指針は平成14年10月1日より施行する。
平成15年1月4日一部改訂する。
平成23年10月1日一部改訂する。
平成30年1月1日一部改訂する。